令和6年度埼玉県ギャンブル等依存症専門会議　議事録

1. 会議日時及び場所

日時　令和6年8月 23 日（金）14 時から 15 時 30 分

場所　Zoom によるオンライン開催

2. 出席者（敬称略）

【有識者】

丸木　雄一　　一般社団法人埼玉県医師会　副会長

岡﨑　直人　　日本福祉教育専門学校精神保健福祉士養成学科　学科長

児玉　美智　　ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部

盆子原　直子　　ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部　（随行）

【司法】

小森　典子　　さいたま保護観察所　首席保護観察官

小林　哲彦　　埼玉弁護士会

（欠席）　　埼玉司法書士会

【関係事業所】

戸佐　健治郎　　川口市公営競技事務所　副所長

（欠席）　　戸田ボートレース企業団

菅原　和徳　　総務部県営競技事務所　主幹

島田　昌幸　　埼玉県浦和競馬組合　総務係長

中西　邦枝　　埼玉県浦和競馬組合　総務課会計年度任用職員

齋藤　正士　　埼玉県遊技業協同組合　専務理事

【医療機関】

小川　嘉恵　　地方独立行政法人埼玉県立病院機構　埼玉県立精神医療センター　主任

【行政機関】

浅野　昌則　　さいたま市保健衛生総務課　課長

加藤　拓也　　さいたま市保健衛生総務課　主任

佐藤　夏紀　　さいたま市こころの健康センター　主査

【関係各課】

佐々木　英司　　福祉部精神保健福祉センター　主幹

鈴木　勝幸　　保健医療部加須保健所　所長

脇田　一亮　　教育局保健体育課　主幹

大西　康史　　県警察本部生活安全総務課　情報分析係長

唐仁原　哲也　　県警察本部少年課　企画・指導補佐

茂木　しのぶ　　県警察本部保安課　課長補佐

【事務局】

横田　淳一　　保健医療部　健康政策局長

鈴木　久美子　　保健医療部疾病対策課　課長

佐藤　夕子　　保健医療部疾病対策課　副課長

外園　孝之　　保健医療部疾病対策課　主幹

濱谷　翼　　　　　　保健医療部疾病対策課　主査

石田　大翔　　　　　保健医療部疾病対策課　主事

3.議事

（1）第8次埼玉県地域保健医療計画における埼玉県依存症対策推進計画について
（2）埼玉県ギャンブル等依存症対策の進捗状況について
（3）ギャンブル啓発カードの配架について
（4）県政サポーターアンケート結果について

埼玉県ギャンブル等依存症専門会議設置要綱第３条第２項に基づき、保健医療部横田健康政策局長が議長となり、以降の議事を進行する。

議事１　埼玉県ギャンブル等依存症対策の進捗状況について

議長）議事（1）、第8次埼玉県地域保健医療計画における埼玉県依存症対策推進計画についてでございます。初めに疾病対策課から説明をいたします。

各事業担当課）
資料１～４に基づき、計画について説明。

議長）ありがとうございました。ここまでについて御意見や御質問がございましたら、挙手又はリアクションをいただければと思います。

＜リアクションなし＞

議長）それでは次の議事の方に移らせていただきたいと思います。議事（2）、埼玉県ギャンブル等依存症対策の進捗状況について、でございます。資料5をお手元にご用意ください。関係課所から説明をいただきますが、時間の都合上簡潔に説明をお願いできればと思います。

各事業担当課所）資料5に基づき、進捗状況を説明。

議長）ありがとうございました。関係課所・関係団体の方から発表がございましたが、発表された方以外で何かお伝えしておきたいというようなことがございましたら、挙手又はリアクションをいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

岡崎委員）はい。

議長）岡崎先生、お願いします。

岡崎委員）色々な分野の活動が進められてるということで認識できました。どうもありがとうございました。ギャンブル依存症問題を考える会の方にちょっとお聞きしたいといいますか、７月にギャンブル依存症自死遺族会立ち上げセミナーを東京でやられたということで私ちょっと行けなかったんですけれども、また広島でも行われるということがありまして、もしご存じであればそのギャンブル依存の方の自死遺族の方の活動といいますか、現状ですとか、それから何かメッセージがあるかなというふうに思いまして、先ほどの映画（ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部の報告内であった「アディクトを待ちながら」という作品について）のこともございましたけれども、これは簡単に開けるものではないかもしれませんけれども非常に重いテーマですので、埼玉でもそういうことが必要ではないかなという

ふうに考えておりますけれども、ちょっとその辺りの情報をお話いただけたらと思います。お願いいたします。

児玉委員）ありがとうございます。ギャンブル依存症、私はこの問題に関わってもう 15 年くらいになりますが、当時ギャンブル依存症が進行したらその先に道が 3 つあると。1 つは、回復に繋がる道。1 つは、犯罪に繋がっていく可能性が高い。もう 1 つは死と言われたんですね。だから、依存症の問題というのは止めたら終わりではなくて、そこから、そこにギャンブルがあってもそれを使わないで生きていく生き方を、当事者が見つけていくというのは本当に至難のわざだなというふうに、なかなか難しい困難なものだなと思っております。現実に、当事者が死を選んでしまうということが大変多いです。それで、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会の中に、当事者支援部ができました。どうしてもお金の工面がつかないとか職を失ってしまったとか、家族友人、仕事まで全部失ってしまったという、絶望の中から死を選ぶ当事者がとても多いです。それで、年末年始は支援部の方で「死なないで」、「生きろ」っていう形で啓発のポスターを作って、いつでも年末年始もここに電話したら相談に乗れるよという活動。それから 3 月の自殺対策強化月間のときに、支援部の方で啓発のチラシを作ってとにかく生きてくれと、解決の方法を一緒に探ろうということでそういう取り組みをしています。その中で今年 7 月 20 日に、これは家族の側です。当事者がこのギャンブルの問題から死を選んでしまった家族が、どこに繋がってこの問題をどう自分なりに癒したりしていったらいいか、繋がりきれない自死遺族の方がいるということで、同じ立場にある自死遺族の方をサポートしていきたい、1 人で悩まずに、また苦しみを抱え込まずにどうか私達と繋がって分かち合わせて欲しいと立ち上げました。明日、広島で立ち上げセミナーが開催されることになっています。始まったばっかりですけれども、ギャンブル依存症の家族のための自助グループに、自死遺族の方が行っても、自分が参加することでまだそこに行ったことないご家族の方たちが、「自分の家族も死を選んだらどうしようっていう不安を抱かせてしまうことになるのではないか？」とか、遺族のギャンブルに限らない家族会もあるんですけれども、そこに行くとどうしても、「家族はなぜ死を選んでしまったのか？」という理由だとか原因探しになったりして、なかなかギャンブルの問題で家族が自死をしてしまったっていう、その本音のところをわかり合えるような自助グループがなかったということで立ち上げに至ったわけです。なので、始まったばかりですけれども、偶数月の１日にオンラインを使いながら分かちあいの日を設けたり、遺族同士の支え合いをしたり、メールや電話で相談を受けたりしよう、毎年春分の日をギャンブル依存症で先に逝ってしまった仲間を偲ぶ日にしようということで、活動が始まったというところでございます。以上です。

岡崎委員）どうもありがとうございます。

議長） ありがとうございました。他に発表について御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

＜リアクションなし＞

議長）それでは御意見等ないようですので、次に移らせていただきます。議事の（3）、ギャンブル啓発カードの配架について事務局から説明をお願いします。

事務局）資料6に基づいて、配架実績を説明。

議長）事務局からギャンブル啓発カードについてということで説明がありましたが、このことについて御意見・御質問がありましたら、挙手又はアクションをよろしくお願いします。

児玉委員）＜挙手＞

議長）はい。お願いいたします。

児玉委員）ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部児玉でございます。ギャンブル啓発カードができて、前回の会議のときに配架先としてギャンブル場だけではなく、このギャンブル啓発カードで相談窓口だとかどこに繋がることができるかっていう情報は本人のみならず現実に困っている家族だとか、大学生だったら友人とか、もしかしたらあの人が依存症の問題があるんじゃないかという方の手に渡ることで、本人を治療なり回復につなげていく、すごい貴重な啓発資材だと考えております。全体で 1000 部っていうことで、配架先も資料に書いてあるところと今伺いましたので、私どももさっき言った啓発資材、一応今年度、紙の質によって違いますが 4000 部作って関係機関のところにぜひ配架をお願いしたいと考えています。この 1 回のここの箇所だけでの配布に終わらずに、ぜひ配架先を本当に当事者が行くところだけではないところに配架することの意味も大きいと思いますし、今はオンラインでギャンブルに入っていく若者がとても増えているので、啓発資材を有効活用していただけたら、ありがたいなと思います。

議長） ありがとうございます。事務局から何かありますか。

事務局）児玉委員ありがとうございます。我々としましても昨年度のですね、児玉委員からの御意見ですとかは重々承知した上で、まずは、というところで配架させていただきました。やっぱり大きな一歩にこれが繋がればなというふうに思ってございます。少しずつではございますけれども、タッグを組んで皆様と一緒にやっていければと思います。

議長）他にいかがでしょうか。

＜リアクションなし＞

議長）それでは次に進めさせていただきます。議事の（4）、県政サポーターアンケート結果について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局）資料7に基づいて、アンケート結果を説明。

議長）今の県政サポーターアンケートの結果につきまして事務局から説明がございましたが、このことについて御意見或いは御質問等ありましたら、挙手又はリアクションをお願いいたします。

児玉委員）いいですか。今説明の中でコロナの影響が当県の方の予想に反した結果が出たというお話があって、サポーターさんの認識がそうなのかとちょっと驚きました。なぜならば、先ほど述べましたが相談電話を受けた感覚だとか、家族会に繋がってくる当事者だとか、家族の数は本当に増えていて、何にはまってそういう状況になったかといったらやっぱり、オンラインでギャンブルにアクセスするのが、コロナ禍で非常にたやすくなったっていうことで、問題がすごく今までのぱちんこ・パチスロだとか、競馬場に行って馬券買ってすっちゃってみたいなことと、実は様子がガラッと変わってきているのが今起きてる現状だと思うんですね。若年化しているし、犯罪化も進んでいるし、借金額も多くなっているというのが現実なので、やはり県民にこのギャンブルの問題の深刻さを理解してもらう、何らかの手だてが必要なんじゃないのかなというのを今聞いてて思いました。最近はテレビでも色々放映されることが多くて、この前外国のスポーツベットのテレビ番組がありました。また、日本だけじゃなく海外でも本当に若者のスポーツ賭博を罠にはめるかのような仕組

みで、本当に深刻化してるという報道、20 日の新聞でも警察庁でネットカジノについての初の実態調査を行うっていう報道があったり、それから千葉では現実にオンラインカジノに違法賭博をした疑いっていうことで逮捕者が出るっていう形で、動きが本当に変わってきているんだと思うんですね。なので、ちょっと今、サポーターさんのアンケート結果を聞いて、本当はこの問題は非常に深刻化しているんだけれども、一般県民にはなかなかこの問題の深刻さが伝わっていないのかなと。広くどこからでも相談にアクセスできるとか、切れ目のない支援とか幾らここでうたっていても、現実知らないで困って、家族だけが抱えて困っているっていうのが案外多いのかなと感想ですけど思いました。

議長）ありがとうございます。啓発につきましては今後も積極的に行っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。他にはいかがでしょうか。

＜リアクションなし＞

議長）それでは次第のその他ですね、保健体育課からポスターについてということで説明がございますのでよろしくお願いします。

保健体育課）資料8に基づいて、ポスターの説明。

議長）教育局の保健体育課から、ポスターについてですね、説明いただきました。このポスターのデザインについて、それとあとは中学生たちに配布することについての意見を伺いたいということでした。皆様から御意見いただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

児玉委員）県内の中学校と公立の高校にポスター配布っていうことですよね。各校なのか、全生徒ですか。

保健体育課）ポスターでございますので、各学校で掲示をお願いするという趣旨でございます。

児玉委員）なかなかオリジナルで独自の啓発のポスターを作っているところは大変少ない。やっぱり中学生が自分がギャンブルとか、ゲームは今非常に問題になっていて小学生ぐらいからでもガチャとかね、課金とかで問題抱えてるお子さん多いと思うんですけれども、自分の家族、父親がというケースもあったりするので、啓発・予防教育というのはやっぱりその年代・年齢に合わせた適切な啓発資材を使って、予防教育を行っていくことはとても大事なことだなと思います。

議長）ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

小林委員）埼玉弁護士会から参加させていただいております、弁護士の小林です。1 点発言させていただきます。私も色々な相談場所で相談を受ける際に、ギャンブル依存症なのではないかと思われる方から相談を受けることがあります。特に埼玉県の疾病対策課さんとですね、共同で相談会を定期的に毎週木曜日にやらせていただいてるんですけども、暮らしとこころの総合相談会というんですけれども、そこには色々困難な悩みを抱えられてる方が相談に来て、相談の 1 つの類型としてギャンブル依存症と疑われる方のご本人というよりも家族の方が多いかな、そういう相談が寄せられることがあります。その時に感じるのは、ギャンブル依存症は借金問題と必ずリンクしてるような気がするんですね。ですからそのギャンブル依存症の問題を啓発するときは、やっぱりその借金・多重債務に繋がりやすいということも、どこかにわかりやすく入れていただいた方が難しいかもしれませんけどいいのかなと思います。これを見ると借金というのは、依存症は誰でも可能性があるというところの右側の表に、ちょっと出てますよね、借金総額平均というところにね。だからこの中でいうと、例えば家庭への影響とか日常生活・家庭への影響というところが関係してると思うんですけども、何かス

ペース的に難しい問題もあるかもしれませんけれども、借金の問題をもうちょっと生徒や児童に知らしめていった方がいいのかなという、現場で相談を受けてる人間としてはそのようなイメージを抱きました。この家庭の影響、日常生活の影響って書いてあるんだけどどういう影響があるのかなという、そういうふうに思ってしまう方もおられると思ったので、若い方、中学生・高校生だとまだその年齢はまだ借金はできないということになるかもしれませんけど、将来ギャンブル依存症になるかもしれない方々に対する啓発ということを考えた場合に、借金問題というのはどっかでわかりやすく、ちょっと触れていただけるといいかなというふうに思いました。

議長）小林先生ありがとうございます。

保健体育課）先生方ありがとうございます。ただいまいただいた御意見と共にですね、実は別途県の警察本部の担当者ともやりとりをしておりまして、この資料について少し御意見をいただいております。例えば、公営ギャンブルとオンラインカジノがちょっとごちゃごちゃになっていて、オンラインカジノがそもそも違法なんだけどギャンブルに表現がなっているっていうところがちょっと違うのではないかとかですね。あとは、ギャンブルを中学生・高校生に容認するような誤解を得ないように作って欲しいとか、それからですね、背景にしている絵がオンラインカジノなのでギャンブルではない、違法なものなのでそれを背景にするのはどうかなっていうのが意見としてはいただいております。こういった意見を踏まえまして、私ども教育局の方で修正させていただいた上で、できれば速やかに学校の方には配布していきたいと考えております。この点、こちらで修正・配布をさせていただくことについてご了承いただければと思います。以上でございます。

岡﨑委員）はい。ちょっとよろしいですか。

議長）岡﨑先生お願いします。

岡﨑委員）このポスターは、高校生が見て、高校生に対する啓発ということでよろしいんでしょうか。

保健体育課）はい。中学生・高校生でございます。

岡﨑委員）もし何か、自分の問題でも或いは友達の問題でも或いは家族の問題でも感じた人が、どこに相談するのかっていうのがちょっとはっきりわからないといいますか、下の方に役所の名前は書いてございますけれども、高校生がそういうところに連絡するっていうことはまず考えられないんですが、何か学校では養護の先生とかそういうことになるんでしょうか。何かどこに相談、どうしたらいいのかっていうところがないと何かオチがないような感じはするんですが、問題だという訴えるのはわかるんですけれども、そういう問題を感じたら問題をどこに誰に相談したらいいのか、なかなか相談しにくいところの窓口というか受け皿というか何かそこも考えていただくといいかなというふうに私思いました。以上です。

保健体育課）ありがとうございます。具体的な相談先まではこの紙面の状況からすると難しいんですが、少し専門機関への相談があるということについては何とか表現したいと思います。それから先生おっしゃっていただいたように、学校では養護教諭などが日頃の健康観察・健康相談を行っておりますので、そういった中で専門機関におつなぎするということも日常行われております。そういったことは学校レベルでは行われているということをお伝えしたいと思います。

岡﨑委員）ありがとうございます。

議長）それでは他にこの件に関して御意見等ございますでしょうか。

＜リアクションなし＞

議長）予定した議題は以上でございますけれども、全体を通して何か御意見等があれば頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

＜リアクションなし＞

議長）それでは丸木先生、全体を通して何か御意見等ちょうだいできればと思います。よろしくお願いいたします。

丸木委員）はい。色々ギャンブル等依存症に関して皆様の御意見をお伺いいたしました。依存症というともう幅広いので、ギャンブルだけに限らず色んなとこでやっていかなきゃいけないのかなと思っております。ただ最後のポスターなんですけど、学生ってポスター見ますかね。そんなこと言っちゃ失礼なんですけど、やっぱり YouTube なんですよね今みんな見るの。結構コロナのときも YouTube 使って埼玉県発信したじゃないですか。そういうのを使うとおそらくポスターよりも何百倍見るんじゃないかなと思うんですよね。ですから、ポスターはポスターですごく斬新なデザインでいいと思うんですけど、我々大人から見るとポスターはポスターなんで、子供たちがポスターはただ単なる紙媒体の通り過ぎる壁の絵ぐらいにしか思ってくれませんから、できたらその YouTube をうまく利用すると中高生はよく見るんじゃないかなっていう気がいたします。ただ YouTube 見ろっていうと今度スマホ依存症になっちゃっても困るんですけれども、ちょっとそんな気がいたしました。

議長） 丸木先生ありがとうございました。それではですね、他にはいかがでしょうか。

＜リアクションなし＞

議長）それでは以上をもちまして、本日の審議は終了とさせていただきます。議事進行に御協力いただき誠にありがとうございました。事務局に進行をお返しします。

事務局）はい。ありがとうございました。本日の審議内容を参考にしていただきまして、関係各課所におかれましてはですね、より一層ギャンブル等依存症対策の推進をよろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和6年度ギャンブル等依存症専門会議を閉会させていただきます。本日は長時間にわたり御審議をいただき大変ありがとうございました。